

C-SR顧問レポート 2016年8月号 (第45号)

今月の担当

- ・介護・福祉系法律事務所
「おかげさま」代表
- ・C-SR(社)法律顧問
外岡 潤 氏



C-SRの皆様、こんにちは。介護弁護士の外岡潤です。今年から顧問弁護士として関わらせて頂き、今回が初のレポートとなります。どうぞ宜しくお願い致します。

代表の三浦先生や林先生には入会早々本当によくして頂き、7月には林先生の主催される高松でのセミナーに講師としてお招き頂きました。

さて最近の私の関心事は、「社会福祉法改正」です。いきなり社会福祉法人プロパーの話題となり恐縮ですが、秋口リリース予定で書籍を執筆中でして、顧問先からもいくつか相談がありましたのでご参考になればと思い取り上げてみました。なお、近時の事件で恐らく最もインパクトがあったであろう相模原障害施設連続殺傷事件については、「法律事務所おかげさま」のホームページに専用コラムを上げましたのでそちらを是非ご参照頂ければと思います。<http://okagesama.jp/column6.html>

法改正のポイントはこの三つ

それでは本題に入ります。まず、全国の社会福祉法人が今回の法改正でチェックすべきポイントは次の三点です。

- 1.意思決定プロセスのアップデートは完了しましたか？
- 2.コンプライアンス(法令順守)、特に労基法遵守と金銭管理の適正化はできていますか？
- 3.ガバナンス(内部統制)、特に非常事態の対処法を確立できていますか？

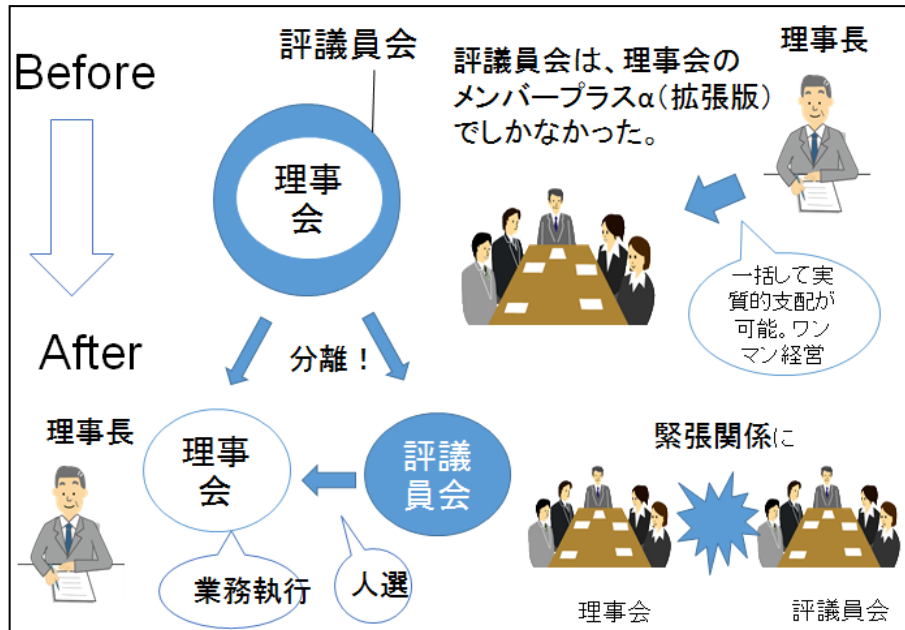
以下、個別に解説して参ります。

1.意思決定プロセスについて

図「評議員会と理事会の関係」をご覧ください。見方は、上下半分に分割し、今回の改正で上(before)から下(after)に移行するというイメージです。

本改正の最大の目玉は「評議員会の必置と最高議決機関化」であり、特徴を一言で表すと「分離」となります。いうまでもなく、理事会と評議員会の分離を意味します。

これまでは兼任でお飾り程度の存在であった評議委員会が、明確な法的責任の下法人運営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督を行うこととされました。突き詰めれば評議委員会の仕事は「業務執行者の人選」となりますが、要は人を選んだら普段の業務は全部任せ、何かあったら責任を取る(或いは辞めさせる)というポジションです。対応する側もまずそのイメージを根幹として強く持ち、定款変更や来年度以降の会議の進め方を固めていく必要があります。



図「評議員会と理事会の関係」

2.コンプライアンスについて

あらゆる法令に加え社会的に是とされる規範や倫理を全て守るという意味合いですが、機械ではないのですから当然そのような離れ業はできません。大切なことはメリハリであり、違反を指摘されると大ごとになりやすい項目を優先的に見直していくことです。

労基法については、まず職員一人一人に残業代や手当を適法に支払っているか。宿直とみなし、実際には夜勤相当の業務をさせていないか。実質は現場職員と変わらないのに、みなし管理者としていないか…主に待遇面で不払いが無いかをチェックし改めましょう。

金銭管理は、法人内とご利用者の金銭との二種類があります。前者については普段の帳票管理につき極力ダブルチェック体制を敷き、一人が抱え込み操作できないシステムに改めます。後者については、障害者施設に多いのですが預り金規程を拡大解釈し、個々の利用者の年金や高額療養費返還手続まで丸抱え…という状況に陥っている場合があります。事務局に過度の負担となるため、どこまでを法人として担えるか線引きをはっきりさせる必要があるでしょう。

3.ガバナンスについて

難しくとらえる必要はなく、要するに普段のリスクマネジメント全般を含む事業運営を指します。ここがジレンマなのですが、ポイント1で述べた通り新体制下においては「評議員会は人選、理事会は業務執行」という分担が明確となりました。ところが、いざ現場で何か事件や問題が起きたときは評議員会は選任責任を負わされます。そうすると評議員の気持ちとしては、「大ごとになりそうなことがあれば、出来るだけ初期段階で知らせてほしい。対策を一緒に考えたい」となるでしょう。その問題意識で改正法を見ると、評議員がそのように業務執行に首を突っ込むことを禁じる定め方にはなっていないのです。

では具体的にどのような場合に許されるとするかは、ズバリ**定款**により定められます。定款の中で、「評議委員会の議決事項」の定め方は極めて重要な論点となる(はず)なのです。筆者なら、評議員会の議決項目として次の様に定めます。

「評議員等につき将来、対外・対内問わず法的責任が生じることが懸念される重要な問題に関する意思決定事項」

この点、厚労省の出した定款例には「その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項」と書いてあり、何も定めていないに等しいと指摘したのは前回の通りです。改めて厚労省に質問したところ、秋口に改めて定款準則を出す予定だが、この点につき詰めてガイダンスするかは不明とのことでした。

以上、駆け足で私の考える本改正のポイントをお話しましたが、秋口に定款準則をはじめ重要な通達が出る予定であり、正にこれから今年度末にかけて佳境に入っていくテーマです。会員の皆様の地元でも、要望があれば特別解説セミナーを実施致しますので、是非お気軽にお声がけ頂ければと思います。普段接点のない理事長以下、決定権のあるキーパーソンに働きかける千載一遇のチャンスです。